

『殖民公報』に掲載される慈善救済関連記事について(1)

— 北海道の子ども福祉を追究する史資料として —

田中 利宗

田中 康子

はじめに

『道北福祉 第5号』の「史資料紹介」に『殖民公報』を取り上げ、「慈善救済に関連する記事が掲載されている」と記したところ、「どのような記事が掲載されているのか」との質問を受けた。それをきっかけとして、今回、掲載記事の整理と考察を試みることにした。

考察対象とした『殖民公報』は、「道内における市町村史は、そのどれをとってみても『開拓使事業報告』と『殖民公報』とを基礎的史料としていないものはない、といっても過言ではない。市町村史ばかりではない、北海道近代史のあらゆる分野についての研究にとって必要な史料であった。」「発行部数はわからないが、道内売り捌きは富貴堂を通じて行われ、別に北海道協会を媒介に中央ないし他府県にも頒布されたと思われる。」「殖民公報が発行されたのは、園田安賢長官のいわゆる北海道十年計画の発足と同時であり、公報は同計画遂行のための一手段・PR誌であった。」(榎本守恵『『殖民公報』と北海道開拓』札幌大学経済学部附属地域経済研究所『地域と経済 第6号』2009.45-52)と評価され、かつ、『殖民公報』が担った役割が明らかにされている。

一方、「殖民公報は明治34年3月から大正10年12月までの21年間に隔月刊で123冊、概算によれば総数1万922ページを数える。口絵から付録におよぶ18部門(欄・項)に含まれる収録総件数は6,755件である。その構成、内容、体裁のどれをとっても優れており、全冊の編集者河野常吉の能力と経験が十分に発揮されていると感じられる。」「殖民公報が刊行された長い年月には、当然のことながら収録の対象と内容に変遷や濃淡があるが、その中には『土地及人口』『農業』『林業』『漁業』『工業』『鉱業』『商業』『土木及交通』など、移住と産業の項目は中核をなすものであり、バランスの取れた件数の収録がされている。さらにいえば、口絵数葉が全冊にわたって巻頭に掲げられていて、失われた事物、風景の再現に必要な手がかりを与えてくれる。最後に種々の情報・資料を集めた『雑録』という項目も件数が多く、本体の移住、産業等の記事から外れた教育、地域社会、自然等の事項を細かく掲載していて、この年代を総合的に見るための手助けとなっている。」(大庭幸生『『殖民公報』の「農業」及び「林業」記事について』札幌大学経済学部附属地域経済研究所『地域と経済 第6号』2009.35)とも批評される。大庭は続けて、「農業欄記事の件数(927件)は他の分野を引き離して第1位にあり、法令等の関係記事を算入すれば全体件数の約1割6分となる。もちろん各欄の内容をあまり固定して考える事は誤解を招く。本誌は1冊が全体として殖民に関する公報であり、読者もまたそのようにして情報を受け取ったはずだからである。しかし確かに農業記事は多く、農業の前提となる移民と未開地処分を扱う『土地及人口』、農業生産物が商品化される場である『商業』各欄の関係記事を加えれば、この雑誌の中では量質共に圧倒的な件数となるであろう。」(大庭.35)と分析する。

では、このような評価とPR誌という役割をもった『殖民公報』に、なぜ、慈善救済に関連する記事が掲載されたのであろうか。

疑問に対する推考のひとつは、「日清・日露の二度の戦争、日露戦争後の1905(明治38)年をピークとする凶作、1891年の濃尾大地震、96年の大海嘯が続き、90年、97～98年、1907～08年は経済恐慌も連続している。物価高騰・家族主義・地域相互扶助も弛緩に向かっていた。」(吉田久一『社会福祉と日本の宗教思想』2003.234)、から派生する諸問題が、北海道に来移住する人々との間に何等かの関連があり、そこに北海道内(以後「道内」と略記する)の慈善救済に関する記事掲載が『殖民公報』が担うべき趣旨にかなうものとみなされたのであろうということである。

ふたつめは、新天地と称された道内においても、「① 天皇制的慈恵の再編確立。② 上からの政策的擬似自発性としての中間国体の編成、そして隣保相扶・家族相助の再編、③ 経済と道徳の調和、救済事業の道徳主義的傾向。④ 救済事業の国家財政負担の軽減化と『日本型』防貧、⑤ 篤志善行のイメージ化とその推奨」(吉田.235)が推進・展開されていたのであろうという推理である。

吉田が分析・指摘するこれらの要因と展開が『殖民公報』の刊行時期とかさなり、その記事内容に体系性を欠くとはいえ、広く道内の慈善救済に関連する記事が掲載されることになったのであろう。

ただ、この推測を行うについて重要な事柄は「全冊の編集者河野常吉の能力と経験が十分に発揮されている」(榎本)ということである。

また、『殖民公報』を基本史資料として行う、北海道の子ども福祉の歴史的追究には、河野の存在と共に、重松一義「養育院・孤児院・感化院への分岐事情 —北海道の監獄照会文献からの一考察—」(『中央学院大学法学論叢 14』2001.77-109)を欠落させてはならない。

重松はその論稿で、「一 浮浪児・貧窮児・孤児への救済教化」に続く「二 監獄からの紹介と北海道孤児院の実態」の冒頭で、「このように少年感化について、ようやく本格的な対応がなされようという風潮のあるとき、明治三七年二月四日、札幌監獄典獄三池俱が、道内の孤児院・施療院に宛、その教護・保護の状況を公文書で報告を求め、その回答を得た『孤児院取調書』(以下孤児院取調書と呼ぶ)という薄い和紙の反古状一件綴りを、拙著『北海道行刑史』研究中に札幌刑務所文書庫で見出すことができた」「少年問題が大きく社会問題化されている今日。ふとこの文献を思い出したもので、断片的ではあるが、児童福祉・少年教化に関する文献として改めて紹介、何等かのご参考に供したいと考えるものである。」(重松.80)と論文作成の一端を語る。

論文には、小樽孤児院などの貴重な史資料が収録され、重松は、それらの史資料の分析と検討を経て次のように論述する。

孤児院取調書の編綴はきわめて雑然としており、小樽・山谷に関してはほぼ纏まった史料となっているが、宗谷支庁・上川支庁・岩内支庁からは「出獄人保護会・感化院及孤児院調ノ件」として、「当管内ニ該当ナシ」との回答があり、北海孤児院(虻田郡虻田村)は院長不在のため回答が出来ないと返信したところ、今度は札幌監獄より電信での催促があり、「電信ヲ以テ照会相成リ如何ノ次第」(院代藤井保次郎)と、怪訝な対応の回答も往復している。北海孤児院は有珠警察分署に早速問合せたのであろう、有珠警察分署長・警部杉浦義次郎より、「北海孤児院ノ越員十三名、自活ノ途ニ就キシモノ七名、父母親族故旧ノ引取りシ為メ四名」と、十一名が退院し、現在男女各一名のみ在院

中との回答を見ている。山谷孤児院についても夕張炭山分院は移転先不分明と札幌郵便電信局電信課からの保管通知書がみられている。

考えてみると、交通不便、未開拓地の多い北海道で、所もあろうに監獄から孤児院に「出獄人保護会・感化院及孤児院調ノ件」と、調査目的を明らかにしないお役所式の照会が、期日を限定して回答を求めてきたとなれば、怪文書なみに戸惑いと混乱がこのようにあることも当然であった。

この監獄から孤児院の運営状況の調査を求めた指令の主は、実は内務省監獄局獄務課長小河滋次郎よりの、全国監獄典獄宛つぎの調査を求める文書によるものであった。(重松. 106)

この調査は大詰めとなっている監獄法案の制定・施行に向けて、幼年囚・懲治人を監獄から如何に分離させるか、女囚の携帯乳児の受入れ先がどの程度あるか、出獄人保護の体制をどのように整備するかという、今後の立法・実務上の参考とするためであり、監獄法案を国会に提出した際の政府答弁資料とするものであったことは明らかである。

ただ、北海道を含め内地においても、このような対象への社会事業・慈善事業はようやく緒に就こうとする夜明け前の時であり、この照会があつて間もなくの明治三十九年には「窮民救助規則」が札幌区にはじめてできており、以降、堰を切のごとく授産場(真宗大谷派別院の北海道授産場など)、救護所(仲山与七の救護所、岩内救護所、函館慈恵院など)、養育院(室蘭)、託児所(苗穂)、夜学校(新渡戸稲造の貧困児のための札幌遠友夜学校)、教護院(函館訓育会、遠軽の留岡幸助による北海道家庭学校など)、感化院(小池九一の北海道立札幌学院、私立感化教育機関の札幌報恩学園、道立大沼学園など)、出獄人保護会(網走の寺永慈恵院、十勝自営会など)、方面委員(民生委員の前身、札幌市など)の配置といった事業・体制が整えられてゆくのである。(重松. 107-108)

ここで、本稿の目的から逸脱することになるが、『殖民公報』と同時時期に道内で出版された2冊の著書を紹介しておきたい。

1冊目は、1914(大正3)年12月発行の『北海道衛生誌』である。編輯兼発行者は、北海道庁警察部衛生課小松梧樓であり、大正7年開催の開道五十年記念博覧会準備委員16名の中に「警察部 警部小松梧樓」とある。(『殖民公報 第89号』104)

『北海道衛生誌』の「自序」には、「本道に於ける各般の事業は拓殖に勸業に將た教育に此が事蹟の夙に編纂上梓せられしもの其の數に乏しからず、然るに獨り衛生の事蹟にありては未だ之れか輯録刊行せられしものなし、如斯にして歳月を經過せば本道衛生に關するの誌料は或は散逸を免れざるへきを虞る、予幸に職を衛生課に奉し其調査上最も便宜の位置に在るを以て公務の傍ら舊記を按し古老に訊ひ苟も衛生に關するものは斷簡零墨をも捨てす汎く材料の蒐集に勗むるを得たり、乃も自ら揣らす本書を編し筆を和人人島の往時に起し以て大正の今日に及へり、其の行文の蕪雜にして内容の杜撰なる編者素より意に充たざるものなきにあらざるも、庶幾くは本書に據りて本道に於ける衛生の一般を窺知するを得んか編者の微意以て足れりとせんのみ」とし、道内の衛生状況を詳細に記述する。

そして、「例言」では「河野常吉氏の調査せるものに據りたり」とも記す。

729 頁、全 6 章で構成され、「第六章 救療」「第二節 慈恵事業」には、「窮民及孤児院」がある。そこでは、「老衰して扶養者なく又哺育者なき窮民、孤児を救療並に哺育の目的を以て組織せる窮民院、孤児院等は其類少らかざるも何れも慈善家の寄附金により維持しつゝあるものにして固定せる収入又は確實なる財産を有し基盤の強固なるもの極めて寡し、其名稱創立者氏名、並に事業の概要を示せば左の如し」(749-767)として道内の 13 の施設を紹介する。

「第三節 行旅病人、準行旅病人及行旅死亡人」では、「本道の行旅病人は他府縣に比して非常に多く、また準行旅病人も同様にして何れも年一年と増加し爲めに巨額の救護費を支出しつゝあり、要するに近年渡道者の著しく増加せると亦た一面鐵道工事、灌漑工事、其他礦山、炭山、海面埋立等諸種の勞役事業の益々増加せるに基くものにして、就中勞役者の渡來は毎歳幾千人を以て算ふべく而して彼等の多くは東京若しくは東北、北陸等の地方にて募集せらるゝものにして、彼等の内には身體纖弱にして勞働に堪へざるもの、亦甚だしきに至りては曾て勞働に従事せし事さへなき者等少なからず、(中略) 種々の疾患に罹るに至る斯の如き場合にありて雇主の多くは之れを解雇し直ちに放逐するを常とす、故に可憐なる彼等の全部は忽ち行旅病人として區町村の救護を受くるの止むを得ざるの状態なりとす」と現状を分析し、函館無料宿泊所(函館)、北海道労働者保護會(旭川)、北海道労働者保護會札幌支部(札幌)の設立目的や収容人数等を掲載する。(767-775)

2 冊目は、1921 (大正 11) 年 7 月発行、北海道廳内務部社會課『北海道社會事業の栞』である。北海道の社會事業史を学ぶ際の基本的史資料であり、取り上げることにした。

その「凡例」には、「一、本書は大正九年十二月末乃至大正十年四月一日現在の情況に基き道内各社會事業の施設概要を蒐録せしものなり 二、本書の資料は最近各團體より提供せしものゝ中に就き繁を除き簡を擇ひ煩はしき計數等は成るべく之を省略せりと雖も各事業の効績を知るに便なる統計の如きは力めて之を採録せり若し夫れ各事業の詳細を悉さんと欲せば宜しく各團體の報告書又は統計表等を参照せらるへし 大正十年六月 北海道廳内務部社會課」とある。

158 頁で構成され、「第一 公的救濟」「第二 舊土人保護」「第三 恩賜財團 濟生會」「第四 感化教育」「第五 慈恵救濟」「第六 免囚保護」「第七 工場共濟」「第八 公設市場」「第九 職業紹介所」「第十 其他」に区分し、記述されている。

「感化教育」の項目では 3 箇所、「慈恵救濟」では 16 箇所の施設が掲載され、「其他」では、「簡易食堂」「公私設共同浴場」「小住宅建設」に言及している。

本小冊の「史資料紹介」にあげた『北海道感化救濟事業要覽』(大正 6 年 9 月)と見比べると、頁数、内容、対象範囲などに格段の差を実感することができる。

さて、『殖民公報』が掲載する慈善救済に関連する記事を、『北海道社會事業の栞』の項目にならって整理することは困難であり、本稿では便宜上、「慈善・救済・救療施設関連」「貧児・障害児教育関連」「慈善・救済関連の法令」「窮民救済関連」「慈善事業関連の功労者」「その他」「口絵」に区分し掲載記事の整理を試みることにした。

まず、区分整理を進めるなかで、感じ、学んだいくつかの概略を述べておくことにしたい。

現在、道内という視野をもって明治、大正期の慈善救済を、その当時の史資料を基本として追究する原典には、『開拓使事業報告』、『開拓使日誌』、『北海道廳統計書』、『新撰北海道史』などがある。また、その視野を狭めれば、札幌や函館、小樽の『區史』、『札幌區統計一斑』

などの統計書、『北海道婦女善行録』などの『美談』、「小樽孤児院報」などの「院報」や「園報」、各施設の施設史(誌)などをあげることができる。

これらは、近年における復刻や道立図書館、大学図書館などの所蔵によって、また、北海道大学の北方資料室の電子展示などにより、手軽に目にすることができるようになった。

加えて、北海道立文書館による『史料集』等の刊行は、その追究を深化させてくれる。

しかし、明治、大正期に道内の慈善救済に関心をもつ道民や他府県者がいたとしても、その当時、たとえば、『開拓使事業報告』を容易に入手できたとは考えにくい。

たしかに『函館新聞』や『小樽新聞』などは、早い時期から救済等に関連する記事を掲載しており、それらの記事が複数の読者の目にふれたであろうことは想像を可能とする。

同時に記事内容の主な視点が発刊地またはその近郊にあったことも否定できない。

それらに比して、『殖民広報』は、榎本が論稿で指摘した目的のもとであったとはいえ、道内の慈善救済に関連する記事を継続的に掲載したのである。その内容は、子ども福祉のみならず、道内の社会福祉全体の展開を学ぶ際の貴重な史資料として評価に値するものである。

とはいえ、その価値を主張しつつも一抹の不安が頭をよぎるのは、本稿において「慈善・救済・救済施設関連」の区分に整理した「北海孤児院」は、救済施設の紹介ではなく、「農業馬鈴薯疫病」の項目のなかで「本病の発生せる報告あり本道に於ては先づ虻田郡北海孤児院農圃に於て其の病害を認められ」である。

「上湯川天使園の製酪事業」は、「孤児収容、慈善事業、トラピスト」にも言及するがその主眼は、「工業及鑛業」における「製酪事業」であった。

「北海道家庭学校」は、「農業 家庭学校と其の農場」という項目での掲載であり、それは、「家庭学校農場は北見國紋別郡上湧別村サナプチ原野に在る感化農園にして家庭学校の事業地たり其地積七百十六餘町歩」から書き始められている。

「農業」「工業」についての紹介は、『殖民広報』がもつ本来的な役割であり、慈善救済に関する情報は、主題の付記的位置におかれることになる。

しかし、付属的記述であるがゆえに、当時の北海道における開拓と勸業、順風満帆とはいえないかもしれない人々の生活、そしてその生活の片隅にあり、積極的にふれられることがなかったであろう慈善救済という事実が、ジャガイモの栽培、酪農、感化農園という風景を伴って、より身近に、そして今、眼前に浮かび現れるのである。

このリアルさは『殖民広報』冒頭にある口絵によって強められ、かつ、昭和、平成期における社会事業史研究者による研究業績、たとえば、泉隆「明治二四年に始められた社会福祉施設『北海孤児院』を資料で綴る」(室蘭地方史研究会『茂呂欄 20号』1986)が所収する「北海道毎日新聞 明治三二年二月一日(朝刊)」の孤児院紹介記事、「此地に來り木を伐り笹を焼き、僅に居小屋を作り土地開墾と孤児教育とに従事せるが基元なり。じらい幾多の辛酸をなめ、冬季馬鈴薯に命を繋ぎ、ようやく今日の隆盛をみるに至れり。」にふれるとき、「北海孤児院の馬鈴薯疫病」を報じる「農業」は、院児を含む多くの人々の生命と生活に深くかかわりがあることを再認識させるのである。

「上湯川天使園の製酪事業」で紹介する「(男子)トラピスト(修道院)」は、その後も「農業 トラピストの事業概況」(第66号)、「農業 トラピスト修院の牛酪製造」(第69号)「慈善團體補助交付 トラピスト修道院附屬學園」(第90号)として取り上げられている。

それから約半世紀後、トラピストは、津軽海峡を見渡す近隣地に開設された知的障害児施設「おしま学園」(1967<昭和42>年)からはじまる総合施設おしまコロニーに牛と豚を寄贈するのである。それは、コロニーにおける農畜産センターの原型形成への貢献であり、農畜産と福祉を結びつけるひとつの契機となった。(社会福祉法人侑愛会『軌跡』1987)

そして、二者の繋がりというべきことが、1995(平成7)年9月26日の北海道新聞にあった。

「函館の中村さん『普理衛物語』を出版 トラピスト修道院初代院長の業績紹介」と「吉川文化賞受賞の大場夫妻の碑完成 上磯 おしまコロニー祭で序幕」の記事が同一紙面上に掲載されたのである。ふたつの記事にはトラピストとコロニー(大場夫妻)を結びつける文言はなかった。だが、おしまコロニー祭の様子を伝える、「社会復帰訓練として製作されている木工品やパン、缶詰といった製品などが特設テントに並び、入所者やその父母ら約二千人でにぎわった。」を読み終えたとき、過去から続く人と人との繋がりによって現実としての福祉実践が存在するという事実の存在を知ったことを今でも忘れられない。

さて、「雑録 函館訓育院」(大正4年1月第82号)は、「本院は不良少年の訓育感化を目的とする慈恵院にして明治四十五年二月三日の創設に係り渡島國龜田郡七飯村大字峠下村字長井川八番地に在り地は本道第一の勝地たる大沼公園湖畔の北岸に位し前に幾多の島嶼を浮へる大沼に枕み後に突兀たる駒ヶ嶽の奇峯を負ひ風光明媚の位置を占め對岸に大沼公園停車場あり交通不便を感せず」から書き始められている。

大沼公園の描写は、当時の北海道名勝案内にも勝るとも劣らない表現といえるであろうし、それはまた、口絵を通して脳裏に焼きつくことになる。

「2 貧児・障害児教育関連」に区分した「函館の鶴岡尋常小学校」「小樽盲啞學校」については、それぞれの沿革や目的、教育内容が詳細に記述されている。

「3 慈善・救済に関連する法令記事」には、「慈善行商取締規則(大正8年3月14日 庁令第28号)」を並べた。この取締規則は、北海道の子ども福祉の歩みを追究する際に注視されてきたとはいえ、三吉明『北海道社会事業史研究』、北海道社会福祉協議会『北海道社会福祉事業史』も言及してはいない。

ただ、視点を東京に向ければ、すでに安達憲忠は、「慈善行商に就いて」(『九恵 第153号』大正2年11月)、「幼少年の行商を禁ずべし」(『九恵 第170号』大正4年4月)と題し、孤児貧児と孤児院、孤児施設の運営費を得るための行商や募金活動の際の活動写真についての実態を分析し、問題点を指摘している。

道内における募金活動と活動写真については、『殖民広報 第51号』(明治42年11月)の「雑録 函館慈恵院」のなかで、事業経営のための寄付募集法として、「活動寫眞機を用ゐ時々地方を巡廻して觀覽料の寄附を仰くと隨時同情者の寄贈を受くるものとす」(78-81)とある。

札幌市社会事業協会『札幌市社会事業のおいたち』の巻頭口絵には、「造花の慈善花の販売」「慈善興業の様子」が収められている。

当時の施設経営を支えたであろうこれらの販売・興行活動において、安達が指摘する弊害、行商や慈善に対する風潮が、道内にも存在していたのであろうか。その有無も含め、実態の解明が、今後の北海道の福祉を深く考究するためにも大切であるように思えてならない。

現時点の本稿で推考できることは、「義捐勧誘行為取締ノ件」(廳令明治38年3月)、「寄附其ノ他募集ニ関スル規定」(廳令大正2年12月)(『北海道廳警察部編纂 警察法規類典 下巻ノ一』

昭和7年)の他に、寄附、募金、そして、「慈善行商トハ他人ノ門戸ニ就キ慈善購買ヲ請フモノヲ謂フ」に対する取締りが道内で必要とされたのであろうということである。

補足すれば、慈善行商時には「慈善行商許可證」の携帯が「慈善行商取締規則取扱規定 訓第213号」によって義務づけられていた。また、慈善興業としての活動写真は、「活動寫眞其他取締方」(大正2年7月 警保第5291号)によって規制され、その中の「慈善演藝興行」の項目には、「特ニ願書ニ具備スヘキ事項」として「一 興行場所演藝種類及開會日時 二 開會ノ趣旨目的 三 入場料 四 贈与金額(本號ニハ寄贈金額ハ凡ソ總収入ノ四分ノ一以上ヲ標準トスルコト此ノ金額ハ収益ノ有無ニ拘ラス必ス寄贈スル旨ヲ記載セシムルコト但シ自己ノ經營ニ依ル事業ニ關シ自ラ興行スルモノハ此ノ限ニ在ラス)」などが規定されている。

そして、その「取締事項」には、「一 慈善興行ノ出願アリタルトキハ發起人ノ性行、經歷、前科、資産等ヲ調査シ興行上ノ損失ヲ自辨シ且豫定ノ寄附金ヲ自費ヲ以テ提供スルコト能ハサルモノト認ムル者ニハ許可セサルコト」「二 寄贈ヲ受クヘキ慈善的事業ノ確否ヲ調査シ若シ其ノ事業ニシテ確實ト認メ難キモノ又ハ承諾書ノ添付ナキモノナルトキハ興行ノ許可ヲ与ヘサルコト」「五 活動寫眞興行ニ在リテハ活動寫眞取締ニ關スル事項ヲ適用ス」(前掲『警察法規類典』)などが置かれている。

「4 窮民救済関連」として整理した項目には、「窮民賑恤規則」の他に「凶作罹災民救済状況」、「救済御下賜金配當」、「凶作地窮民授産としての藁細工事業」、「麻尼拉麻繫業による細民の経済的支援」などをおいた。

「大正八年道政成績(大正9年)」と題する報告の「十四、社会事業」は、「(一) 救済團體補助 (二) 代用感化院経費補助 (三) 行旅病者死亡人取扱及精神病者監護状況 (四) 恩賜財團濟生會救療の状況 (五) 罹災救助の状況 (六) 舊土人保護に関する施設 (七) 民力涵養講演會 (八) 公設市場 (九) 住宅不足緩和策」の順に記述され、その区分に社会事業としての体系化の萌芽をみることができる。

「5 慈善事業関連の功労者」では、「表彰」に掲載される「救済事業功労者としての留岡幸助」などの他に、「本道開拓ノ業ニ精勵」「農事ヲ精勵」「教育ニ從事シ勵精其ノ職ニ盡」「節婦ノ龜鑑トナス」「貞節儉約ヲ爲シ」などによる個人、「開拓団体」「青年會」があり、さらに「天鹽國上川郡上名寄村第十五部落 明治三十六年本部落に殖民道路開鑿せらるゝや地方の發展に伴ひ交通益ゝ頻繁を極め従て道路の破損逐年激甚を加ふるを以て部落民協議各負担擔當區域を定め部分的修繕に努めたるも到底姑息の手段を許さゝるを以て明治四十四年更に根本的大修繕を計畫し大正二年迄連續施行したる所要人夫五百七十七人、馬車七百九十四臺此換算金額千七百七十九圓に相當し今や交通上多大の便益を得たり」によって、土木事業獎勵規定による「功労者」として部落という地域住民が対象とされたことを知る。

これは、吉田のいう、「篤志善行のイメージ化とその推奨」を浸透化させる方策の一端であろうし、地方改良運動の推進と共に「美談」として集積化され、出版物となり、広く風教の役割を担うことになる。

「6 その他」に区分した「雜録 北海道慈善協會」(大正3年 第78号)には「本道に於ける感化及慈恵救護事業の各團體經營者は聯合の必要を認め大正三年三月三日道廳に參集の際本會を組織し其事務所を當分道廳内に設置せり」との記述がある。

これを「我邦に於ける社会事業の聯絡統一機關は中央慈善協會を以て嚆矢となせるが、後

明治四十四年大谷派慈善協會成れり。次で大正三年北海道に北海道慈善協會の設置されたるを始めとし、爾來年を追ふて東京大阪其他の府縣に此種の協會の設置を見つゝあり、而して後多くは社會事業と稱するにいたれり。」(『内務省社會局 本邦社會事業概要』大正 11 年 17)とあわせるとき、北海道の慈善協會結成が全国的にも早期であったことを学ぶ。

さらに「雜録 北海道社會事業協會」(大正 10 年 第 122 号 86-87) の設立記事、「八月十三日本會々則制定の上總裁に宮尾長官、會長に尾崎内務部長、副會長に佐野社會部長、名譽會員に佐藤大學總長、磯谷控訴院長、木下拓殖、原田土木、今村警察各部長を協賛會員には各支廳長區長警察署長分署長を推薦し會員三百餘名を得漸次目的達成の爲活動すへしと尚此際一般の入會を希望しつゝあり」を加えると、その 20 数年後に論議される北海道社會事業協會と北海道社會事業連盟との関係(半澤洵「北海道社會事業協會に望む」(『北海道社會事業 第 153 号 昭和 22 年 9 月号』) にまで繋がることになるのである。

「雜録 感化救濟講習會」(大正 5 年 第 92 号)には、「講習生は感化救濟事業従事者及關係者、學校職員、保姆、官公吏、警察官、愛國婦人會員、神職、僧侶、傳導師、教誨師、教導職、學生、篤志家等二百三十三名を算し年長者林ノブ七十歳、吉田元利六十四歳、年少者加納常吉十八歳、巖城静恵十六歳あり内男百六十七名女四十七名計二百十四名に講習證書を授與し閉會を告げたり」がある。

「訓示及訓諭 食糧調節に關する訓令」(大正 7 年 11 月 第 105 号) などからは、「米騒動」が連想され、それ以前の支廳、警察署、區區所、町村役場、戸長役場宛の「時局以來一般經濟界ノ變調ニ因由シ近時物價ノ昂騰甚シキモノアリ日常必需品ノ如キモ亦從テ暴騰シ中産者以下ノ生計漸次窮迫ヲ告クルニ至レルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリトス」からはじまる「訓令 北海道廳訓令第三十六號」(大正 7 年 5 月 第 102 号) は、「米騒動」に至る必然的要因を開拓地北海道にある生産と消費、道民の生活意識と行政の視点と分析を読み取ることができる。

さらに『東京米穀商品取引所主催 米價調節調査會顛末 株式會社東京米穀商品取引所』(大正 7 年 4 月)等と記述内容をすり合わせるとき、当時の北海道民の食生活水準の著しい向上と同時に、道民のあいだに生活の格差が生じ始めていることを知るのである。

そして、この傾向を感じる前後から内容が詳細化する「生活費や賃金、物価に關する調査」記事は、賃金労働者とその家族の生活を經濟的圧迫の問題としてとらえはじめるようになり、「開拓農家の家計調査」は、生活改良という視点を前面に押し出すようになるのである。

調査対象の拡大と調査項目・内容の詳細化は、行政による国勢調査を含む調査・統計の重要視化が根底に存在するためであろうが、拙者らはそこに森本厚吉の存在を思い浮かべてしまふのである。

「7 口絵」には、名寄の市街地写真が数回掲載されており関心の高さを推察させる。

本稿の整理対象とした「社名淵に於ける家庭學校農場」「北海道廳立感化院」「小池感化院長創設報恩園」「天使病院」「上湯川に於ける天使園」「栗澤村の尊老會」等は、單なるモノクロームの風景写真としてではなく、歴史という時間を経た今、視覚を通して、当時の開拓生活と慈善救濟事業を学ぶ重要性を示唆する。

さて、『殖民広報』に掲載される慈善救濟に關する内容は、巻が重なるにつれて次第に付記的記述から單獨の記事として掲載されるようになる。とくに「雜録」に収録される記事は、道内の救濟の形態が、慈善から救濟事業へ、そして社會事業へと推移し、その対象者が窮民、

孤児から学童、障害児、高齢者、そして賃金労働者、女性労働者(工女)とその子どもへと拡大することを教える。

それは、同時に工場と賃金労働者の増加、工場の多種化・多職種化、農業から工業・商業への推移、そして、工場法や工場取締規則、工場・鉱業会社における労働者の生活調査や救済規則等の記事を通して、道内の社会・経済の変容を伝える。

本稿では、その変化と推移のなかにある女性労働者とその子どもの実態の一角を知る目的で、前掲の『警察法規類典』に収録される「工場内托児所ニ關スル件」(大正11年3月15日 警工第364号)(警察部長ヨリ各警察署長宛(但函館、小樽両水上署長ヲ除))に目を向けることにした。

そこでは、「亞麻製綿工場ノ休憩所幼兒哺乳兒ヲ『いづみ』等ニ入レ置クモノアリ右ノ休憩所ハ粉塵臭氣等ノ爲メ不潔甚タシキヲ以テ哺乳所或ハ托児所トシテハ極メテ不適當ト認メラレ候ニ付爾今亞麻製綿工場ニ對シテハ職工休憩所ノ内ニ幼兒哺乳兒ヲ置クコトノ禁止ヲ命セラレ度 右依命通牒候也 追テ工場内托児所ニ關スル中川工場監督官補復命書寫參考ノ爲添付致置候(後略)」とし、続き「小職ノ意見」として、「室内採光」「室内換氣」「床面積竝ニ燃料其置場及ヒ取扱ノ改善注意」「『ストーフ』ニヨル火傷防止設備」「非常口消火竝ニ便所ノ設備」「娛樂室」について改善すべき点が詳細に提言されている。

当時の工場・労働環境の実態と共に事業所内の託児施設にも行政による監視の目が届くようになることを学ぶことになる。

「雑録 函館の貧民」(明治41年 第42号)は、「函館は本道に於ける樞要の関門なるを以て所謂五港の一として繁昌せること古く隨で商業の取引盛んになると共に住民の資産も富裕に赴き社會の状態も亦殖民地的氣習を脱せるか如き趣あり而して此の函館に於て社會の老熟に伴ふ自然の産物たる貧民を生めるも亦止むを得ざるなり今其狀況一斑を記さん」から書きはじめられる。680字余りの報告文であるが、その視察・観察視点は、著明な探訪記に肩を並べているように感じられてならない。

なお、今回は考察の対象外としたが、「医師、助産婦などを含む医療・衛生に関連する記事」、「鉱山の開発と労働者募集、労働条件、共済内容などを含む記事」、「札幌を中心とする各種の労働賃金についての定期的な記事」、「小学校の教員の募集と特典給与に関する記事」「盲聾学校を含む学事状況」「軍人家族の救済及恤兵」なども記載されている。

なかでも「鉱山の開発と労働者募集などを含む記事」は、鉱山の検分を含めた記事として継続的に掲載され、「軍人家族の救済及恤兵」に関する記事は、次第にその内容が詳細に記述されるようになる。

また、「土木及交通」の項目には、「名寄天鹽間旅行案内」(明治43年 第56号)をはじめとする全道の市街地紹介記事がある。

ここで整理・考察を始めるにあたり、引用では、(1) 現在では使用を慎むべき用語や表現があること。(2) 可能な限り引用文の字体や表現をそのままにしたこと。(3) 注釈を加えずにいくつかの図表の漢数字をアラビア数字にしたこと。(4) 疑義が生じる救済施設の設立年月日等をそのままにしてあること。(5) 本稿で取り上げなければならないであろう記事の見落としが予測されること、をご海容いただきたいと願っている。

また、今回は、全68頁の前半部分のみを掲載することをお許しいただきたい。

1 慈善・救済・救療施設に関連する記事

(1) 農業 馬鈴薯疫病 (明治34年3月 第1号45)

本道に於て従來知られたる馬鈴薯の病害は夏薯疫病即ち「アルターナリア、ソラニ」と稱する一種の黴菌に起因するものゝみなりしか昨年本道各處に恐るべき馬鈴薯疫病を發生し馬鈴薯耕作上最も警戒せざるへからざる不幸を見る至れり (中略) 昨年群馬長野地方に本病の發生せる報告あり本道に於ては先づ虻田郡北海孤兒院農圃に於て其の病害を認められ (後略)

(2) 雜録 本道市區町村事蹟概要(一) (明治40年5月 第36号84-88)

昨三十九年十一月本道市區町村に就き吏員精勵の状態及び其の經歷特徴の一斑、學校教員其の他有志の團體に貢獻せる事蹟の概要、市町村是實踐の概要、納税の狀況並に納税準備の組織、基本財産蓄積管理の狀況 (林業經營の狀況)、特種教育、社會教育、青年團體の狀況及び良風善行の獎勵、産業組合公益法人活動の狀況、勸勞及び貯蓄の作興副業獎勵の效果、慈惠救済事業の概要、其の他公共事業の狀態の各事項に就き調査したる結果左の如し

(※ 複数の「調査結果項目」の中から本稿が必要とした項目のみを引用した。)

函館區

學校教員其他有志の貢獻 學校教員として直接區に貢獻したる事蹟は記すべきものなきも有志としては區民渡邊孝平の私財十萬圓を投して獨力以て函館病院を造營し之を當區に寄附したるあり其の規模の壯大設備の完全なる眞に本道病院の模範たるに耻ぢざるへし

基本財産貯蓄管理 普通基本財産は軍事公債千四百圓、貯金一萬二千八百餘圓を有し又不動産は全部之を賃貸し (中略) 特別基本財産育児資金は諸公債約一萬五千百圓と賃貸せる不動産あり是より生ずる収入を毎年一定の育児費に支辨し殘餘は悉く之を元本に編入して銀行に預金し現今其の總額六百二十餘圓なり

産業組合公益法人の狀況 産業組合の狀況に就ては記述に足るものなし公益法人としては社團法人鶴岡小學校に於て常に區の學齡兒童二百名を收容し修學上必須の物品を給與し貧民の子弟を教育し年々卒業者を出すこと五十名乃至九十名の多きに及ふことあり

慈惠救済事業 開拓使時代に榎山淳道と云ふもの娼妓墮胎の惡習を矯正するの趣旨より若干の資金を醸出し育児會社なるものを起し娼妓の子其の他の孤兒を養育したるを今より二十餘年前育児社の財産全部を擧げて之を當區に寄附したり即ち前項記載の育児資金は元と此の寄附より成りたるものとす爾來事業を繼續して常に二十四五名の孤兒を養育し一定の年齢に達すれば之を學校に入れ成長の上相當生活の途を得せしむ又社團法人函館慈惠院は年々五六千圓の經費を以て常に約五十人の孤兒、病者、老衰者を扶育救養し兒童には高等小學校を終りたる後病者は健康を得たる上各自活の道を得しめ癱疾老衰の者は院内に餘命を送らしむ

小樽區

慈惠救済事業 區自から經營せる慈善救済の事業なきも貧窮患者施療の目的を以て設立せる小樽施療院なる社團法人あり貧兒棄兒等の教育を目的とせる小樽孤兒院なる個人的事業あり何れも區内慈善家の義捐による維持經營をなしつゝあり

札幌區

慈惠救済事業 窮民救助は三十九年より之か規定を設け公平に賑恤の實を擧げつゝあり

河西郡芽室村

學校教員其他有志の貢献 三十七八年戰役中國債應募者の勧誘、恤兵金品の寄附其他勸勉力行誘掖指導に努むる處少なしとせず

(3) 雜録 函館區營の育兒 (明治41年2月 第40号75)

明治維新前後に於ける函館は時勢の變動より浪人又は入稼漁夫の出入頻繁等の爲め扶養者なき孤兒簇出したるを以て當時函館の市民杉浦嘉七、岩船峰次郎、泉康兵衛、其外二十名及び僧侶と共に發起して育兒講なるものを設け以て有志の寄附を得て明治二年初めて孤兒を救養せり四年函館支廳刑法係官設金の内より五百圓下付したるに依り育兒會社と稱し槇山淳道を社長と爲し町會所に於て事務を取扱ひ漸く發展の端緒を開く五年以後は町會所及び岡本大主典、山田榮吉其他有志の寄附を以て総持す九年より十四年迄は毎年出港税の内より二百圓の補助及賣淫金の内より其剩餘金を下付し十五年より十八年迄は函館縣より年々補助を受け其總額三千八百四十圓に達す是より先十三年區役町設らるゝや區に於て之を經營せり而して其間基本財産を造り其収入を以て之を維持するの目的を立て土地及び家屋の下付を得十三年以後は主として其収入にて經費を支辨したりしか四十年より基本財産は普通基本財産に編入しその經費は一般經費より支出するに至れり而して現今の育兒は二十八人あり此等は規程により年齢十三歳迄を期とし育兒預り人に托して養育せしむ養育費は通常一人に付一箇月四圓以内とし扶養義務者あるも貧困その他の事情により扶養する能はざるものは一箇月五圓以内とし又育兒を受くるに必要な費用及びその疾病ある時にむ於ける費用は實費を支給する尚其救養を解除する場合に必要ありと認めれば修業又は營業の資金として二十圓以内を付與し又死亡する時は葬儀費として五圓以内を預かり人に支給せり

(4) 雜録 函館慈惠院 (明治42年11月 第51号78-81)

函館慈惠院は函館區新川町二百七十四番地にあり明治三十三年十一月該區米穀商仲山與七、高龍寺佳職上田大法、陶器及鐵物商寺井四郎兵衛の設立せる所にして其目的は無告の窮民癱疾者等を扶養し及孤兒其他憫むべき境遇にある兒童養育して漸次自活の途を立てしむるものとす

沿革

本院設立の首唱者たる仲山與七に秋田県南秋田郡岩城村の産なり十五歳にして両親を失い爾來輾轉困頓の状態に陥り明治十三年齡二十一歳の時函館に漂零し大工町人力車營業蝦夷森某の輓子となり刻苦精勵其業務に従事せり當時函館「グリーキ」教會の宣教師露國人某か孤兒及貧兒收容教育しつつあり而して蝦夷森某之か賄方を請負ひ居りしを以て與七亦常に教會に出入せり遠來の客善く我無告の同胞に無限の慈愛を加へ可憐の雅兒其厚き恵に霑ひて嬉々として怡ふ状を目撃したる彼は自己半生の不幸なる歴史に顧み感慨轉た措く能はず是に於てか將來必ず慈善事業を經營し弘く困窮者を救ひて幸福なる運命に浴せしめんことを期せり是れ本院の設立に至りたる淵源なり其後與七は濁立して區内蓬萊町に人力車營業を開始し生計費の餘資を投じて窮民を恵みし事一再に止まらず又能く稼業を勵み資産を貯へ京濱に至り養育慈善事業を調査し以て後日の計を成せり

偶々大法、四郎兵衛兩人慈善事業に意あり是に於て三人力を協せ斯業の經營を企圖し明治三十三年二月與七、四郎兵衛の兩人は東京、横濱、愛知、滋賀、京都、大阪、神戸等各所の

慈善事業及出獄入保護會等の實況を視察して歸り慈恵院設立を決定し設立趣意書を区内各有志者に頒布し四郎兵衛先づ經費千五百圓及院舎建築敷地として新川町二百七十四番地一千四百二十六坪八合の土に地を寄附し與七、大法各五百圓を醸出して同年七月建築工事に着手し同年十一月開院式を舉行したり

是より先き同年三月暇りに弥生町三十九番地に借家し相馬スエ外二名を收容保護し次で五月東川町二百二十九番地に移り其後本院落成と共に是處に移轉せり同年末に於ける收容者二十五名なりき越えて三十四年六月函館區役所より行旅病人取扱方を囑托せらる十二月本院を社團法人組織と爲し伊藤佐次兵衛外四十七名入社し基本財産として金四千三百二十圓外に終身毎月五圓宛一名、一圓宛一名の加監者あり三十七年度より北海道慈恵救濟資金より向ふ十箇年間毎年二百五十圓宛の經常費下付を受く三十八年十二月二十八日日失火の爲め院舎は隔離室の一部を残すの外悉く灰燼に歸し其他器械器被服寢具等の大牛を焼失し損害額約八千圓に達せり因て假院舎を建築し僅に事業を經營せり其後四十一年一月宮内省より本院再築費へ金五百圓下賜せらる又道廳より金九百圓の補助を受く同年九月四郎兵衛復た所有地三千坪を寄付し相馬哲平基本金の内へ金一萬圓を寄附す是歳十月始めて活動寫眞機を購入し育児中の長年男子をして事務員指導下に地方を巡廻せしめ多大の寄付金を得昨四十一年工費一萬二千二百七十圓餘を投し院舎六百坪餘及板塀二百二十間を竣成し現在建物二十五棟八百九十六坪二合あり

この記述に続く「事業の經營の大要」では、「寄付募集法としては活動寫眞機を用ひ時々地方を巡廻して觀覽料の寄附を仰くと隨時同情者の寄贈を受くるものとす月次賛助員は約三千戸ありて毎月金穀、古着等の寄附を爲す收容者に對する感化の方法は著しさ病者を除き毎日二回禮拜堂に於ける佛像を拜せしめ又一週間一回同堂に於て教誨師の佛教講話あり又時々寺井理事長より處世の要義心性の涵養等に關する訓諭あり而して本院は一種の家族的生活を營み職員收容者其食物を一にす」がある。

「育児部」についての記述には、「本院に於て主力を注ぎ多大の注意拂ひつゝあるものは實に本部即育児部なりとす收容する児童は一歳以上十三歳以下にして其兩親を失ひ依るべきものなきもの又は片親を有するも貧困にして養育の目的立たざるもの等にして本年五月末日現在入院者は一歳乃至十九歳の年少者五十四名なり」「本院に於て收容教育する育児に三種あり一は函館區の育児として教育の囑托を受くるもの二は區より棄児迷児として其養育方を囑托せらるゝもの他は本院直接收容するもの之れなり」がある。

「療養部」には、「療養部に於ては主として單獨者にして罹病、癱疾、老衰等に依り生計を支持し得ざるものを收容救護す當部に收容するものは區役所より委託の行旅病者及院の探知に依る窮民其他にして是等は孰れも院内に收容す窮民は七十歳以上又は癱疾不具の爲め生活の途を得ざる者にして委託の行旅病者以外に救護せり其窮民中の病者は行旅病者と共に醫藥を與え特に滋養物を給與す是等病者の全快し之心ものは經濟の許す限り成るべく旅費を給して帰國せしめ其歸國を欲せざるものは相當の職業を周於し以て自活の途を得せしむ」がある。

「本院將來の見込」では、「近き將來に於て本道各地及内地に向て廣く賛助を求め基本金を二拾萬圓以上に増加し基礎の強固を圖り以て本院の目的を達せんとす收容者に就ては其性質體力希望等に應じ實業に従事せしむる必要あるを以て農工部を置き收容者をして生業に就かしめ徒食の弊をり勞働の美風を養成し勞銀を以て自活の途を得せしむる計畫なり」がある。

(5) 雑録 小樽施療院 (明治 43 年 1 月 第 52 号 145-148)

小樽施療院は小樽區住の江町三丁目に在り明治三十五年七月の創立にして其目的は貧困者に醫療を施し又は之を收容して疾病を治療せしむるにあり尚ほ區の委託に依行旅病人及精神病者を收容救護せり

沿革

本院の創立は明治三十五年七月なり當時小樽區は其急激なる發達に伴ふて貧民の數増加し屢々悲惨なる境涯に陥りむ病魔に犯さるゝも醫藥を得るの途なく空しく死を待つか如きものあるも未だ是等貧窮患者を救濟するの設備なかりしかは區内曹洞宗龍徳寺住職有田法宗、本願寺西別院輪番龍山雷雲、小樽醫會の原田元貞、福原資孝、赤木顯吉、重松元八郎、木村麟太郎及各宗寺院内圓融會關係者は是等不幸の窮民を保護救濟せんと欲し區内の有志を勧誘し住の江町五丁目に一屋を賃借して共立小樽施療所を創立したり (「事業の状況」「經費」等、略)

(6) 雑録 函館慈恵院現在收容者 (明治 43 年 9 月 第 56 号 100)

同院に於ける本年六月末日現在收容者合計百四十二人、内男八十八人女五十四人にして養育兒 (年長者十九歳年少者一歳) 六十三人、院内扶養者三十八人、自宅扶養者四人、依托者一人、行旅病人三十五人とし内尋常小學校通學生四十四人あり尚ほ同院創立(三十三年二月)以來の救助者總數は一二千九百八十八人、内收容者二千二百五十一人一時救助者(三十六年十月より起算)七百三十七人に達せり、現在收容者内譯左の如し (※漢數字をアラビア數字にした。)

養育兒

孤兒	15 人	内男	8 人	女	7 人	棄兒	2 人	内男	2 人	女	—
貧兒	23 人	内男	13 人	女	10 人	依托兒	19 人	内男	11 人	女	8 人

院内扶養者

疾病	21 人	内男	10 人	女	11 人	老衰	10 人	内男	5 人	女	5 人
不具	6 人	内男	3 人	女	3 人	盲目	1 人	内男	1 人	女	—

自宅扶養者

自宅扶養 4 人 内男 3 人 女 1 人

依托者

依托者 1 人 内男 1 人 女 —

行旅病人

病者	27 人	内男	23 人	女	4 人	準病者	3 人	内男	2 人	女	1 人
携帶兒	4 人	内男	2 人	女	2 人						

(7) 表彰 小樽育成院 (明治 44 年 5 月 第 60 号 103-104)

北海道小樽區奥澤村 小樽育成院

慈恵救濟ノ事業ニ關シテ從來盡カスル所少カラス今後一層ノ勉勵ヲ以テ其ノ効果ヲ収メム事ヲ望ム依テ爰ニ金百圓ヲ下付ス

明治四十四年二月十一日

内務大臣從三位法學博士男爵 平田 東助

本院の目的は汎く無告の棄兒孤兒或は事情之に等しき極貧の子女を救養し相當の教育を授け自活の途を教ふるにあり目下の收容兒六十五名内男二十八名、女三十七名、救恤米下付の

依託児二十四名内男九名、女十五名にして小學校入學者二十九名、札幌女子職業學校本科入學者一名あり

沿革 本院は明治三十一年六月中島武兵に依り創立せられ爾來幾多の困難を排し明治三十六年十一月院舎を建築するに至りしか創業經營上多くの債務を負ひ維持上頗る困難を來し遂に同三十八年八月同人縁戚なる赤塚治徳に院務一切を囑託したり爾來治徳は院務の改革整理を圖りしも不幸魔に襲はれ三十九年一月當時事務たりし與水伊代吉に復た院務一切を引繼きたり茲に於て伊代吉は熱心院務の整理と發展とに盡力したる結果創業以來の負債額三千七百八十六圓は各債務者の篤志に依りて本院に寄贈せらるゝことゝなれり斯くて本院は漸次社會の同情を博せしか孤児貧児は年を逐ふて増加し院舎の狹隘を訴へしを以て四十年十二月兒童收容家屋一棟（三十八坪）を増築せり今や貯蓄金二千五百餘圓に達し現在家家屋七十六坪及其他動産を加算せば一萬四百有餘圓の基本財産を有するに至れり

經營の狀況 本院は授産風化主義に則り兒童を訓育し職業を以て勤勉の思想を養ひ家庭の風儀に依りて素行の矯正を圖りつゝあり院内に於ては院主、保姆、事務員等の區別を設けず孰れも同一に食事し掃除にも炊事にも職業にも共に立働きてあり其職業の重なるものは裁縫にして「ミシン」五臺、機臺二臺を据付け製出物は品質の精良と價格の低廉を楯とし商標を貼付して廣く市場に販賣を試み陰に陽に兒童をして自己の勤勞にて自己の衣食を充たすの思想を養成しつゝあり又一面兒童の仕事高に應じて利益金を給し各兒童の名義にて之を貯蓄せしめ勤儉貯蓄の必要を暗示せり其貯金現在額百十八圓に達し多きは一人二十圓五十錢を有せり職業に従事する者は義務教育を卒へたるものゝみに限らず十歳以上のものは悉く之に服せり而して十歳以上十四歳迄のものは歸校後二時間乃至三時間業務に就けり男子には裁縫の外約二反歩の耕耘に従事せしめ野菜花卉を栽培し野菜は自家用に供し花卉は兒童の自然訓育に資せり本院は又規律と清潔とに就きて其意を用ひ院内、庭園の掃除等能く行届き兒童の被服も清潔なり又各兒童は年長者の命に服し年長者又克く年少兒童を愛撫せり

成績 本院より退院したるもの少なき爲め之等の成績を擧ぐることはざるも在院者に就きて之を見れば成績可良にして温順善く職に勵み兒童は天真爛漫にして癖弊少なし學齡兒童の學校成績は入學者三十名中學績品行優等にして現に級長たるもの三名あり其他亦一般成績良好なり

維持方法 寄附金其他贊助金等に依り經營するときは不知不識兒童に依頼心を起さしめんことを慮れ現院主は之に依らず努めて事業經營の方針を採り院の裁縫収入、開運町青物市場の掃除請負、午砲、火葬場取扱に依り収益を圖り其不足額は贊助金及寄附金を以て支辨す尚ほ本院には本廳及小樽區より毎年二百五十圓つゝ獎勵の爲補助金を交付せるか區補助金は經常費に充て本廳補助金は基本財産に蓄積せり

(8) 表彰 小樽慈恵病院（明治44年5月 第60号105）

北海道小樽區住ノ江町三丁目 小樽慈恵病院

慈恵救濟ノ事業ニ關シテ從來盡カスル所少カラス今後一層ノ勉勵ヲ以テ其ノ効果ヲ収メム事ヲ望ム依テ爰ニ金三百圓ヲ下付ス

明治四十四年二月十一日

内務大臣從三位法學博士男爵 平田 東助

本病院は明治三十五年七月の創立にして其目的は貧困者に医療を施し又は之を收容して疾病を治療せしむるにあり尚ほ區の依托により行旅病人及精神病患者を收容救護し傍ら看護婦養成、職

業紹介等をもなせり現在施療患者九十一名内在院者十七名、外來患者七十四名及小樽區の依托に係る行旅病人四十三名、精神病者一名を取扱ひつゝあり詳細の状況は本報第五十二號に掲載(後略)

(9) 雜録 慈善事業施行箇所 (明治44年117月 第63号96-97)

本道に於て孤兒貧兒の養育、窮民救濟、免囚保護等の爲め慈善事業の漸次増加する傾向あり現今顯著なるもの左の如し

名 稱	所在地	設立年月	救濟の目的
社團法人函館慈惠院	函館區	明治三十三年九月	孤兒貧兒の救濟 貧民癱失者扶養
社團法人小樽慈惠病院	小樽區	明治三十五年七月	窮貧者施薬
財團法人小樽育成院	小樽區	明治三十一年六月	棄兒遺留兒孤兒貧兒救濟
小樽盲啞學校	同	明治三十一年五月	盲啞教育
遠友夜學校	札幌區	明治十八年	貧兒教育
社團法人札幌育兒院	同	明治三十九年八月	孤兒教育
北海道授産場	同	明治四十二年十一月	免囚保護
函館出獄人保護會	函館區	明治四十年七月	同
寺永慈惠會	網走町	明治四十年六月	同
函館無料宿泊所	函館區	明治四十三年五月	貧民無料宿泊 職業紹介
聖保羅女學校	同	明治三十一年	女孤兒女貧兒保育 貧民施療學校教育
私立遺愛女學校	同	明治十五年二月	貧民教育
岩内救濟所	岩内町	明治四十一年十一月	孤兒教育 貧民患者施療其他

(10) 雜録 感化救濟事業 (明治45年1月 第64号139-140)

函館慈惠院の近況 (昨年十月末日調)

函館區新川町二百七十四番地なる社團法人の同院は禪僧小田活道か幹事たりし際院務紊亂して世の批難攻撃を受けたりしか明治四十三年二月役員の總辭職となり三月職員全部を交迭して從來の積弊を芟除し之か改善に務めたるの結果大に見るべきものあるに至れり四十四年八月不幸火を失し舊來の建物を焼燼し茲に規模整頓せる新築を行ひ更に面目を一新せり明治三十三年十一月同院創立以來の救助者三千二百五十七人を算し内収容者二千五百二人一時救助者 (三十六年十月より著手) 七百四十六人に達せり同院概則其他左の如し

教育 學齡に達する兒童は院内に於て教育し學齡以上の者は私立鶴岡尋常小學校若くは區立若松尋常高等小學校及彌生高等小學校に通學せしめ傍ら本院に於て家庭教育をなす
病人 院内収容者は毎日主任醫診察投薬を爲し尚ほ定時囑託醫師に於て診察す其外科若くは産科等に屬するものは各専門囑託醫師の病院に入院せしむ又自宅にある病者にも藥することあり

窮民 七十歳以上又は癱疾不具者にして頼るべき者なく且つ生活の道を成し得ざる者を収容し適宜の仕事を受く當分の内定員三十名とす

入院規則 収容の兒童は一歳より十三歳以下にして其兩親を失ひ依るべきもの又片親を有するも家貧困にして將來養育治産の目的立たざるもの又貧民癱疾者にして業務を營む能は

さるものを收容す但當分定員五十名とす

經費規定 本院の經費は社員贊助員篤志家の義捐金品月次贊助米及本院基本財産より生ずる
収入其他掲出の慈善函投入金とにより維持す但五十圓以上義捐者を社員三十圓以上又は 1
箇月二十錢以上三箇年義捐者を特別贊助員とす

財産 同院の財産は左の如し

函館區新川町二百七十四番地宅地四千八十四坪一合五勺 建家七棟二百五十二坪二合六勺
株式會社百十三銀行株券四十株額面二千圓 同函館銀行株券二株額面百圓 同行新株券七
十七株拂込（金千十二圓五十額） 函館馬車鐵道株式會社株券五株額面二百五十圓 勸業
債券額面壹百圓 積立金壹萬圓

業務取扱 同院は業務取扱局部を分ちて本部、療養部と爲し本部は養育兒を療養部は院内扶
養者並に行族病人を收容す

現在收容者 四十四年十月末日の收容者合計百四十一人あり内尋常小學校通學生四十三人内
男二十八女十五とす其内譯左の如し（内訳略）

(11) 雜録 感化救濟事業（大正元年 11 月 第 69 号 92-94）

本道に於ける感化救濟事業を擧ぐれば左の如し

感化事業 改正刑法實施後設置の必要に迫り明治四十一年十二月札幌區大字出鼻に民屋を借
上げ廳立感化院を創設し専ら不良少年の感化に任し四十二年八月院生二十人を收容すへき
院舎を藻岩山麓に新築移轉したり其總建坪百三十八坪あり警察部院長の任に膺り主事及助
手の外囑託教師一名を置き教育勸語、戊申詔書の御趣旨に基き小學校の教科目及其程度に
準ずる教育を施し傍ら實業練習の爲め簡易なる農業及手工を授け家族的組織に依りて監護
教育す其成績不良なり

救濟 一般窮民賑恤 獨身廢疾にして産業を營む能はざる者、獨身にして七十一年以上又は舉
家七十一年以上の者には一人に付一箇年現米一石八斗獨身にして重病に罹り産業を營む能は
ざる者又は獨身に非すと雖も他の家人七十一年以上十三年以下にして自身重病に罹り産業を
營む能はざる者には男は一日米三合女は同二合宛又孤兒には滿十三年に至る迄一日米二合
宛國費を以て給與せり

貧窮患者の施療 本道の貧民中地方税の戸數割及區町村費の賦課を免せらるゝもの並に其家
族、賑恤規則に據教育米の給與を仰ぐもの並に其家族にして疾病に罹り自費治療の途を有
せざるときは其申出に依り施療券を付與し醫治を受けしめ藥價は北海道地方費を以て之を
支辨す

罹災救助 水火風震等非常の災害に遭ひ饑寒に迫るもの又は小屋掛を營む能はざるもの或は
農具、種子及牛馬を失ひ耕作に差支ふるものは明治九年開拓使管内窮民賑恤規則に據り國
費を以て食料の給與及小屋掛料、農具料等の貸與を爲し來れり明治三十八年に及びて北海
道罹災救助基金法の新に實施せらるゝに至りしか本法の救助は避難所の設備、食料、被服、
小屋掛及就業の資料又は器具の給與、傷病者の治療等なり

行旅病人の救護及死亡人の取扱 行旅病死人は人口の増加に従ひ漸次増加の趨勢を示せり其
多くは無資無産の徒にして一定の住所なく且つ扶養の實力ある親族を有するもの少き故
に救護及取扱費の大部分は地方費の負擔に歸するを常とす爲に其支出巨額に上れり

棄児迷児の教育 棄児及迷児は明治四年太政官布告第三百號に依り滿十三年迄國費を以て一箇年七斗宛の養有米を給與す外に私費を以て養育し又公費を以て養育費を補足するものあり是等毎年養育中のもの官公私費を合せて二十餘人其養育費金毎年約二百圓乃至七百餘圓とす

舊土人の保護 舊土人は（中略）明治三十二年北海道舊土人保護法を發布せられ農耕地無償下付の途を開き而して其下付したる土地は相續に依るの外讓渡を禁し且つ質權、抵當權等の物權設定を禁止し若くは制限し従前所有の土地に對しても亦略ほ同様の制限を加へ又貧困者には農具及種子を與へ就學兒を有する者の爲めに特別の學校を建設し若くは授業料を付與し貧病者には藥價を給與し老幼不具等自活の途を有せざる者には一般賑恤規則に依る外更に相當の救助を與ふることとし是等の費用は舊土人共有財産の収益を以て之に允て其不足は國庫に於て之を負擔する等供護救濟の上に於て努めて遺憾なきを期せり
以上に對する最近五箇年間の救護人員の増減比較を示せば左の如し

種別	人員金額	明治40年	同41年	同42年	同43年	同44年
窮民賑恤	人員	59人	63人	69人	100人	59人
	金額	2,837円	3,773円	3,138円	3,252円	4,077円
貧窮患者 施療	人員	?	61人	107人	57人	86人
	金額	?	1,955円	2,725円	2,721円	2,424円
行旅病人	人員	?	?	1,335人	1,039人	1,104人
	金額	?	?	73,205円	84,513円	84,592円
棄児迷児 教育	人員	8人	11人	22人	2人	19人
	金額	213円	563円	1,016円	428円	466円
舊土人保 護	人員	95人	122人	82人	89人	139人
	金額	1,076円	1,156円	943円	1,461円	1,830円

慈善事業 孤児貧児の養育、窮民救濟、免囚保護等の爲に慈善事業の漸次勃興するは慶すへき現象なり現時左の十八箇所あり（※表では漢數字をアラビア數字にした。）

名稱	所在地	設立年月	救濟目的	經營者別	備考
聖保羅女 學校	函館區元 町	明治12年	女孤児女貧児保育 貧民施療學校教育	佛國人マリー オリエ	嬢カ繼承終生ノ事業トシテ經 營セリ又博愛醫院ヲ設ケ貧民 ヲ施療ス成績可良ナリ
私立遺愛 女學校	函館區龜 田村	明治15年 2月	貧民教育	米國傳道會社	
遠友夜學 校	札幌區南 四條東四 丁目	明治18年	貧児教育	農學博士法學 博士新渡戸稻 造	普通教育ナリ教師ハ農科大學 教授又學生成績良好 44年2月 内務大臣ヨリ表彰セラル
山谷孤児 院	空知郡砂 川村	同年6月	孤児貧児教育	山谷一二三	

寺永慈恵院	網走郡網走町	同29年6月	免囚保護	寺永法専	出獄人者ノ船待滞在者ニ宿舍ヲ給與シ又ハ職業紹介ヲ爲ス
財團法人小樽育成院	小樽區奥澤村	同31年6月	棄兒、遺留兒、孤兒、貧兒ノ教育	與水伊代吉	元小樽孤兒院ト稱ス43年12月法人トナシ改稱ス成績良好44年2月内務大臣ヨリ表彰セラル
社團法人函館慈恵院	函館區新川町	同33年5月	孤兒、貧兒ノ教育及窮民癱疾者扶養	有江金太郎	明治34年11月法人トナル家族制度ニ則リ保育ス成績可良
上川孤兒院	上川郡旭川町	同35年	孤兒、貧兒ノ教育	吉田良作	
社團法人小樽慈恵病院	小樽區住ノ江町	同年7月	窮民者施療	宮腰定作	元小樽施療院ト稱ス42年6月改稱法人トナル又職業ヲ紹介ス、成績良好44年2月内務大臣ヨリ表彰セラル
夕張孤兒院	夕張市登川村	同38年9月	孤兒、貧兒保育	齋藤勝四郎	
財團法人小樽盲啞學校	小樽區住ノ江町	同39年5月	盲啞教育及授産	小林運平	殊ニ啞者ノ發音矯正法ニ超越セリ成績可良
社團法人札幌育兒園	札幌區中島公園地	同年8月	孤兒教育	藤井民次郎 外7名	元札幌孤兒院ト稱ス43年5月改稱法人トナル家族制度ニ則リ保育ス成績可
函館幼稚園	函館區榮町	同年9月	貧兒依托保育	中山與七 外3名	
函館同仁会	同區龜田村	同40年8月	免囚保護	池上三郎	元ト函館出獄人保護會ト稱ス44年11月改稱ス主トシテ授産並職業ヲ紹介シ歸郷困窮者ニ旅費ヲ給與ス成績良好ナリ
岩内救濟所	岩内郡岩内町	同41年11月	孤兒、教育、貧民者施療其他	鈴木久太郎	
北海道授産場	札幌區南六條西八丁目	同42年11月	同 (※「ママ」にした。)	大谷派東本願寺別院	授産及職業紹介成績可
函館無料宿泊所	函館區寶町	同43年5月	貧民無料宿泊及職業紹介	中山與七	
北星園	上川郡人舞村	同年8月	孤兒、貧兒教育	山田範三郎	

同上事業の補助

前記十八箇所の内奨励及助成金として本年度國庫より金員を交付せられたるは五箇所にし
て社團法人小樽慈恵病院三百五十圓、財團法人小樽育成院六百圓、社團法人函館慈恵院三百
五十圓、財團法人小樽盲啞學校百五十圓、札幌區遠友夜學校二百圓合計金千六百五十圓なり

(12) 雜録 北海道廳立感化院 (大正2年1月 第70号107)

札幌郡藻岩村藻岩山の麓、高燥の處にあり敷地面積六千五坪、建物坪数百三十八坪五合なり其創立は明治四十一年度にして四十二年二月より院生を收容し爾後收容するもの十七名内一名は事故を以て退院を命し一名は昨年十二月歩兵志願を以て第二十五聯隊に入營し現在院生の數十五名とす教化の方法は教育勅語並に戊申詔書の旨趣に基き且つ家族的組織に依りて實踐躬行せしむ學科は小學教科目及其程度に準して午前九時より十二時まで三時間之を教授し實科は午後一時より日没までとし夏期は主として開墾耕作をなさしめ冬期は主として藁細工、竹細工、紙細工等の簡易なる手工を爲さしめ、又副業として養蠶養鶏養豚養兔をなし一面娛樂用として樹苗の植栽花卉の栽培を爲しむ體操は兵式に據り食料は麥四分米六分とし理髪は備付の器具を以て院生互に刈込をなす、又明治四十四年 皇太子殿下の本道に行啓あらせらるゝに先たち院の附近の里道幅四間延長百二十間を開鑿し同年八月 殿下札幌行啓の日畏くも甘露寺待從を差遣せられて御代覽の榮を辱ふしたり、院生入院當時の年齢は十歳乃十四歳にして其約半數は不良の家庭に育ち約半數は全く浮浪の状態にあり放縱にして悪行を是れ事とせしも入院以來良好の薰化を受け漸次惡癖を矯正して頗る好成績を呈せり殊に昨年十八歳にして歩兵を志願し入營したる者の如きは院の模範生たりしものにして入營後の成績亦佳良なりと云ふ斯くの如く好成績を得たるは主として主事小池九一夫妻か創業以來院父院母として誠實に熱心に従事したる結果にして其功勞顯著なりと謂はざるを得ず

前號の正誤 前號雜録欄感化事業の部(九十二頁下段三行に「成績不良なり」とあるは[○]可良[●]なりの誤植なり

(13) 雜録 天使病院 (大正2年1月 第70号107-108)

本院は札幌郡札幌村新川沿三十三番地に在り天主教「フランシス」會か慈善の目的を以て獨逸人ウエンセスラウス、キノルトをして管理經營せしむ明治四十四年九月の開業にして建築費器具費敷地買収費其他總額三萬圓を要し敷地千八百坪、建物四百五十坪(木造にして一部二階建)にして收容定員は普通病患者四十五名、傳染病患者十五名とし醫療に關する諸般の設備概ね完備し冬期は蒸汽暖房器を装置せり更に本春病室を増築して手術場を設け猶附属事業として畜牛をなし搾乳を患者に供給する計圖あり醫師二名、助手一名、藥劑師一名、看護婦十一名、修道者見習四名、小使一名、機關手一名、内五名は男、他は女なり看護婦中八名は外國人の修道者にして患者の看護に對し頗る懇切なり元來本院は慈善事業を目的とし入院料及藥價は他の病院より低廉にして入院料は一等二圓四十錢、二等一圓二十錢、三等七十錢なり而して入院患者よりは入院料の外手術料其他一切を徴收せず又貧困者には施療を行ふ開業以來の普通患者三千名、施療患者入院二十名、外來六十名にして患者一日平均五十名に達せり昨年末現在施療患者入院二名、外來六名あり本院の収支計算は開業以來約二千餘圓の缺損を生せりと云ふ

(14) 雜録 函館訓育院 (大正4年1月第82号87-88)

本院は不良少年の訓育感化を目的とする慈恵院にして明治四十五年二月三日の創設に係り渡島國龜田郡七飯村大字峠下村字長井川八番地に在り地は本道第一の勝地たる大沼公園湖畔の北岸に位し前に幾多の島嶼を浮へる大沼に枕み後に突兀たる駒ヶ嶽の奇峯を負ひ風光明媚の位置を占め對岸に大沼公園停車場あり交通不便を感せず抑も本院は函館在住の英國傳導師ミス、エム、タブタン嬢の唱導により創立したるものにして曩に函館に於て不良少年の發生あるや火を放ち子女を誘惑し竊盜をなす等不正行爲を敢てして憚らず區民大に憂慮したる折柄同嬢は之か救濟事業として感化院設立の必要を感じ函館渡島病院長ドクトル横山軫に議る所ありドクトルは日本の不良少年の感化を外人に委ぬるを慚しとせず區匯民に於て救濟するを當然なりしとし明治四十四年十一月十八日函館商業學校に於て該事業に關し區匯内の有志相談會なるものを開き函館控訴院長一ノ瀬勇三郎、同檢事長池上三郎、函館支廳長河毛三郎、函館區長北守政直、函館警察署長山川一太郎、函館商業學校長神山和雄其他二三の學校長、實行寺望月日謙、高龍寺上田大法の兩住職、東西兩本願寺の役僧、宣教師ラング、聖公會牧師伊東松太郎、辯護士三坂玄吉、西村函館病院長、横山ドクトル、實業家渡邊熊四郎、金澤彦作等約五十名會合し一ノ瀬控訴院長を座長とし討議の結果函館有志の團體事業として經營することとし控訴院長、支廳長、區長、警察署長、實行寺住職、東西兩本願寺役僧を創立委員に選舉し控訴院長を委員長、三坂辯護士、神山商業學校長、横山ドクトルを相談役とし同月二十二日創立委員會を開きて山川警察署長、三坂辯護士、横山ドクトル、山尾福三、伊東牧師を準備委員として規則を草案し遂に翌年二月之を創立し同月十日渡邊熊四郎を院長に三坂辯護士、望月實行寺住職、伊東牧師、宮崎松太郎、金澤彦作を幹事とし家庭學校長留岡幸助の推薦により同年四月十九日錦古里忠次を主事、同人妻たか子を助手に擧げ又同院農場主任を渡邊好太郎、書記を内山金兵衛とし四十五年七月十五日始めて不良兒童三名を收容し後十一名に達せしか内三名改悛の状情顯著順著なるを以て大正三年九月二十三日開院式舉行に際し優良兒童退院式を行ひ退院せしむ長官の告辭左の如し

告辭

惟フニ忠良ナル國民ハ健全ナル家庭教育ニ胚胎ス然ルニ近時會ノ風潮ハ益々輕佻浮薄ニ流レ家庭ノ缺陷亦愈々甚シク教育上其影響スル所實ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリスノ如キ風潮ニ慚焉タル函館區在住ノ有志者相圖リ山水明媚ノ勝地タル大沼ノ池畔ヲトシ明治四十五年二月三日函館訓育院ヲ設立シ爾來兒童ノ收容ニ努メ専ラ感化訓育ヲ施シタルカ其效果ハ改過遷善ノ成績ニ顯レ本日開院式ト共ニ優良兒童ノ退院ヲ見ルニ至レリ是レ實ニ經營者諸士カ熟誠努力ノ致ス所ニシテ社會風教上慶賀ニ堪ヘサルナリ希クハ今後一層奮勵其實績ヲ擧ケンコトヲ望ム又優良退院ノ諸子ハ在院中ノ教訓ヲ服膺シテ忠良ノ國民タランコトヲ期セヨ

現時の收容生は十一歳乃至十七歳九名にして院長はドクトル横山軫なり

本院の訓育方針は教育勅語を遵奉して實踐躬行を旨とし一日の一半を以て小學校令に據れる實用的學科を授け一半は附屬農場に於て實業に就かしむ農場畑地三町六反餘歩又敷地内に冷鑛泉の湧出あり諸病の浴療に適すと云ふ

入院生は男子のみにして滿八歳より十六歳迄の不良行爲者浮浪漂泊者又は父母の膝下に適當の訓育を受くること能はざるものを收容し家族制度の下、家庭的愛情の裡に薰陶するもの

にして春秋二回身體を檢查し教化の成績により収容期限を伸縮せり在院三年品行方正課業優秀の者には賞状及賞品を與へ院長の見込により院外の優良家庭に委託し又は職業上の徒弟となすの方法を採れり之か維持費は賛助員の醸金、有志者の寄付を以て之に充つ

要するに本院は佛教、基督教、新道等各宗旨を異にする人人の協力組織に成れるは我邦五百に垂んとする慈恵院中稀に見る所にして其敷地内に冷鑛泉の湧出を有するは本邦五十有四の感化院中本院一あるのみ

(15) 表彰 内務省選奨の本道に於ける救濟事業團體 (大正4年3月第83号43-44)

今回本道に於ける救濟事業團體中内務省の第五回選奨を受け助成金の下付を得たるもの左の如し

金貳百圓	社團法人函館慈恵院	金百五拾圓	社團法人小樽慈恵病院
金貳百貳拾圓	財團法人小樽育成院	金五拾圓	財團法人小樽盲啞學校
金七拾圓	遠友夜學校		

救濟ノ事ニ關シ從來盡カスル所尠カラス今後一層淬勵シテ其效果ヲ収メムコトヲ望ム依テ茲ニ助成金ヲ下付ス

大正四年二月十一日

内務大臣正三位勳一等子爵 大浦兼武

以上各團體の状況左の如し

函館慈恵院 函館區新川町に在り明治三十三年五月の創設にして寺井四郎兵衛之か理事長たり院内に育児、幼児、扶養及委託救護の四部を置き救濟に従事す育児部は男女を分ち幼児部と合せて三家族に編制し各族長夫妻を常住養育せしむ學齡に達すれば公私立小學校に通學せしむ幼児に院内の幼稚園に保育す又嬰兒は善良なる家庭を擇ひて里子とす年長の男児には農業及手工女兒には裁縫洗濯を教へ傍ら學科を修習せしむ尋常小學課程卒業生は實業見習に出すを本則とするも時に養子に出すことあり、扶養部には不具、老衰者を收容し相當簡易の手工を爲さしむ其他委託救護部にては行旅病人救護の委託取扱を行ふ、大正三年の收容者兒童五十七名扶養者四十名行旅病人五名計百二名資産四萬五千七百十九圓餘あり理事長は區の豪商にして公共慈善心に富み別に小學程度の圖書館を設け公衆の觀覽に供せり

小樽慈恵病院 小樽區住ノ江町に在り明治三十五年七月の創立にして元と小樽施療院と稱せり河野正治之か理事長たり施療事業を主とし傍ら區の囑托により行旅商人、精神病者の救護並監護の取扱をなす、大正三年の入院患者十五名外來患者四十八名行旅病人五十七名精神病者三名計百二十三名資産二萬三千二百二十五圓餘あり理事長公共慈善事業熱心家にして私立小樽實踐女學校及私立幼稚園を經營す

小樽育成院 小樽區奥津村に在り明治三十一年六月中島武兵の創立に係り次て赤塚治德を経て三十九年一月現院長奥與伊代吉の經營に移れり家族制度の育児事業にして幼児は幼稚園制度に則り保育し學齡に達すれば小學校に入學せしめ其成績により中學又は専門學科を修めしむ其他授産部を設け裁縫、機業、農業、手工、木工の各科を置きて年長者に職業を授け實習せしめ相當の年齢に達するも引取人なきときは養子に出し又は婚姻の上一家を創造せしむ朝夕禮拜堂に於て精神講話をなし院内に運動場を設け又は開運町に露店を出す(露店は明治三十九年より開始す)大正三年の收容兒童七十六名内男三十五女四十一、資産一萬六千七百十七圓餘あり

小樽盲啞學校 小樽區奥津村に在り明治三十九年五月の創立にして校長小林運平の經營に係る盲生には修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、唱歌、體操の普通學科を授け按摩、鍼治、音樂等獨立自活に必要な技藝を教ふ、啞生には修身、國語、算術、圖書、體操の普通學科の外更に繪畫、裁縫、製靴、木履工等の獨立自活に須要の技藝を授く、大正三年の盲生十四名内男九女五、啞生二十二名内男十七女五計三十六名資産二千九百十八圓餘

遠友夜學校 札幌區南四條東四丁目に在り札幌獨立基督教會日曜學校分校の前身にして現校長農學博士法學博士新渡戸稻造か明治二十八年所有土地を學校敷地に及金圓とを寄附して本校を建設し全く日曜學校との關係を絶たしめたるものにして貧民の兒童又は晝間稼業の爲め小學校に通學し能はざるものに對し授業料を徴収せずして尋常高等小學課程を修業せしむ、大正三年の生徒百二十一名内男五十六女六十五資産二千八百七十七圓餘あり

(16) 雜録 廳立感化院助成會と感化院 (大正4年5月第84号59-61)

廳立感化院助成會の助成會は本年四月三日在院及退院の善良生に對し第六回授賞式を舉行し褒状並賞金を授與し一層意思の堅實と操行の嚴正とを激勵せり、此の日西久保道廳長官、堀内道廳内務部長、小柳道廳理事官、加藤札幌裁判所檢事、札幌組合教會宣教師米國人ローランド、天台宗僧侶田中朴山、救世軍特務金森通倫、新聞記者、其他來賓の參列あり式後一同記念撮影を爲し散會したり受賞者は在院生六名退院生二名計八名なりき

因に授賞は明治四十三年より舉行し來りしか助成會の設置と共に同會に移したるもの今回にて第六回に及へるなり

助成會 本會は大正二年五月二十八日院内に創設し廳立感化院少年助成會と稱す其名の如く専ら院生の教養を助成するの目的にして本會の主旨を賛成せる一般篤志者の寄附金及之より生ずる利子金等を以て教養上必要なる圖書、教育具、娛樂器、種苗等の購入、運動會、修業旅行、集會、學資補助等の如き院費を以て支辨し能はざる費途に充用す而して役員は會長一名幹事三名を置き會長は院長、幹事は主事、助手、教師とす現在の資金は參拾貳圓拾五錢にして院生は六名あり

院生 開院以來の收容院生は男二十三名にして退院十七名内善良退院生十三名あり退院後の成績孰も良好なり

感化院 札幌區の西南藻巖山麓の丘上伏見桃山に在り道廳を距る約一里後背は同院の實習農園を隔て、國有林に接し右方隣即ち東南隣接地に伏見稻荷神社左方即西北數十町を距る圓山の丘上に北海の鎮守官幣大社札幌神社あり正面は舊山鼻屯田兵村を隔て、札幌全村を一眸に集め東北遙に石狩原野一帶の風光を展望し高燥閑雅の勝地を占め教養感化に資する所甚大なり、院の用地六千五坪内建物敷地六百坪、農園藝實習地二千坪、植林實習地二千坪、牧草地千四百坪あり尚將來家農業用地擴張の計畫中にあり、建物の坪數内譯を擧ぐれば左の如し

院生室二二坪、教室一七坪五、作業室一七坪五、院長室九坪、事務室五坪、食堂五坪、

炊夫室四坪、浴室二坪、物置六坪、炊事場其他五〇坪五

其他大正三年度に於て禮拜殿一棟十六坪三合を増築し且電話の設置あり

經費 本院經費は地方費支辨なるも別に勅令の定むる所により經常費六分の一臨時費二分の一の國庫補助あり創立以來の經費左の如し (後略)

(17) 農業 家庭學校と其の農場 (大正4年9月第86号14-16) (※東京の家庭學校の詳細な記述あり。)

家庭學校農場は北見國紋別郡上湧別村サナプチ原野に在る感化農園にして家庭學校の事業地たり其地積七百十六餘町歩大正三年九月賣拂を受け事務所をサナプチ川西北岸の丘地に設くサナプチ原野はサナプチ川の流域を占め廣表約四千町歩延長約四里の谷間にして農家百三十餘各所に點在して部落をなす明治三十九年の移住に係り自作者甚た少なし該原野は東南山を隔て、遠輕市街に接し一里を距つ而して南、下生田原停車場に、北東、所轄村役場所在地の上湧別市街に各三里、下湧別海岸に約六里にして海拔四百尺杓かに蒼海を雲煙の間に望み風致幽邃最も精神修養に適す

大正三年農場開設に着手し事務所を始め造築せる建物の重なるもの左の如し

事務所 一棟五十九坪 家族舎 一棟五十八坪 倉庫 一棟六坪 厩舎 一棟三十坪

以上孰も木造桁葺平家にして家族舎は大正三年十二月の造設なり

農場は千餘町歩の土地を有するの豫定(上湧別村白瀧原野に於て甲五十五町歩乙三百町歩計三百五十五町歩の賣拂出願中にあり該地は甲乙間十八町を距て最端乙地はサナプチより南西約十二里を隔て海拔二千尺に位置し地味肥沃なり)にして内八百町歩を十一箇年間に開墾することとし其内五十町歩は本校自作農地とし百五十人の生徒を收容耕作せしめ餘地七百五十町歩を小作地とし一戸五町歩を配當五十戸の農家を募移せしむるの計畫にして其經費は約三萬二千圓を要し成墾十一箇年後に至れば自作及小作より年一萬二千圓の収入を得るの豫定なり而して五十町歩の校自作經營に就ては創立費及經常費各一萬五千圓を要し年々生する三千圓の不足金は江湖同情者の寄附金により支辨することとし本校理事會に於て之か資金及基本金として更に十萬圓募集の決議をなし茲に本經營により他日新農村を設立し其収入を以て感化事業を維持せんとするの計畫にして世間未だ曾て此方法あるを聞かすと云ふ

農場の土壤は壤質砂土若くは埴土にして地味中位農牧に適す而して初霜九月下旬終霜六月中旬、雪は十一月中旬に始まり積量三尺翌年三月下旬に融消す、雨は七月末に多く風は五月に東風あり十、十一の兩月に於て西風強烈なり

農場はサナプチを第一農場とし其他を第二農場とす自作開墾地積は初年は八町五反歩本年は十五町歩にして内作付反別は昨年六町五反歩本年七町七反歩なり其作物收穫高等左の如し

(表略)

開墾は手起をなし次て馬耕を行ふ耕馬六頭あり臨時人夫平均一日一人を使用し一日男五十錢女四十錢の賃料を拂ふ

以上自作の外小作人十一戸あり滋賀縣人四戸其他福島縣東京都府等にして一戸五町歩を配當し鋤下期間を四箇年とす

農場に於ける物資購入は従前旭川札幌よりしたるも本年よりは遠輕市街よりし重要物品は旭川札幌又は東京より仰くこととせり

遠輕は湧別線通路に當り將來の停車場豫定地にして戸數約二百七十商店櫛比し旅館旗亭其間に交はり

郵便局、小學校、巡查駐在所、説教所、救世軍分隊等あり

昨年六月東京本校より生徒三名、農業部教師及同助手各一名、職員二名、七月職員家族、十月生徒一名、本年四月生徒九名、感化部教師夫妻二名等移住し其他小作人は昨年十月に十戸本年三月に一戸の入場あり生徒は年長二十一歳年少十二歳十一名にして左の職員あり

感化部教師 篠崎篤三夫婦 農業部教師 鈴木良吉 主任 辻雅俊

事務員 二名 農業助手 一名

學校長留岡幸助は毎年四月より十一月迄來佳し其他は東京なる家庭學校に在り

(中略)

校長留岡幸助は元治元年岡山縣備中國高粱の商家に生れ幼にして穎悟夙に基督教を信仰して自主獨立を尚ひ神學を京都の同志社に修め牧師となり明治二十五年同窓金森通倫の勸告により北海道空知監獄の教海師となり親しく囚徒に接して犯罪の動機は多くは不良少年にあるを知るや「犯罪を豫防するの道は唯た犯罪人の卵たる不良少年を感化薰育するにあるのみ」と茲に不良少年感化教育の一日も忽諸に附すへかららるるを感じ之か研究の爲め明治二十七年四月集治監を辭して米國に赴きマツサチウセツツ州の「コンコルド」感化監獄、紐育州の「エルマイラ」感化監獄等の模範的感化監獄に於て犯罪學を研究し傍ら感化院、救児院及慈善院等を視察すること十數箇月間にして歸朝し吉村鐵之助、奥江清之助、有馬四郎助、河上新太郎、田村直臣、高野重三、故エム、エル、ゴルトン、故デー、クリーン、故ジョン、エス、ビヤソン其他先輩友人の贊助を得て明治三十二年晚秋宮城北郊の巢鴨に於て幽邃閑雅なる三千六百坪の土地を購ひ本校を創設して所志の理想を現實にしたるは本邦に於ける家庭制度感化事業の嚆矢なりとす左に本校の年譜を掲げて沿革の一斑を示さん (後略)

(18) 雜報 小池感化院長創設の報恩園 (大正5年3月 第89号95-98)

報恩園は札幌區山鼻町千五百四番地に在り北海道廳立感化院長の小池九一の創設に係り其地積六段六畝二十歩あり其位置は中島公園より行啓道路を西に進むこと約十町藻巖山麓感化院、伏見稻荷及伏見温泉等へ通する山鼻屯田西通と伏見萬翠園との中間北側に位し北西に圓山、手稻の峯巒連亘し北東一帶沃野十里札幌市街を隔て、點々たる聚落一眸に入り展望雄大なり園は本園中央にあり五百坪及附屬農作維持園左右にあり各七百五十坪とに區畫し總間口七十五間奥行二十五間本園には報恩記念碑、園名碑、公衆飲料井戸一箇所、四阿二棟、石門二基築山三箇所空池及無數の木石排置せられ中央に渡邊内務省地方局長其右に園田男爵左に堀内宮崎縣知事各手植の松あり、園外に櫻及楓の並樹を設く維持園には信州産の赤松一萬本伏見部落有志者寄贈の梅林を植栽し其東側の一隅に間口三間半奥行二間半の管理者住宅兼公衆休憩所一棟あり碑は高十九尺其形は院長か曾て三種の神器の一なる神鏡に象りて考案せる報恩器型によりたるものにして頭部圓形の石は院長の郷里信州松本在本城の名石を取寄せ其他は本道産石を用ゆ園名及碑文は院長の自撰自書に係り札幌の老匠山形唯次郎翁の彫刻に成る是より先院長か報恩碑用鏡石の撰擇を唯次郎に囑し多數の見本中より良材を得其出所を尋ねたるに不思議にも院長の母堂か生地なる東筑摩郡北阪村字仁隈の近隣本城の産なりしかは奇縁とし直ちに該石山の持主たる飯田千秋に其用途を示して注文したるに千秋は其美舉に感激して多大の便宜を與へ石材切出人夫に至る迄大に感動して其賃銀三割方を低減し爲に札幌着百圓以上のもの僅々八十圓の廉價にて到達せるのみならず石山より西條停車場迄四里の悪路を搬出するに當り村長柳瀬芳郎村會議員小林寅一郎驛長小林勝次郎取引店金澤九藏を始め警察官在郷軍人會員亂橋青年會員同修養俱樂部員等卅餘人國旗會旗を翻して出役四日間を費し篠ノ井驛積替青森驛直通として萬歳聲裡に發車したり該石材の重量三百四十貫に餘り五分間停車驛たる西條にては積出困難なりしか村長村會議員の斡旋小林驛長の長野運輸事務所へ

の交渉にり三十分停車の特別扱となり札幌驛に到着したりしか、藻巖村伏見部落の青年會員は副會長永田康治以下十餘名と運搬寄付を申出て札幌驛より十町餘を距つる山形石匠店迄運送し彫刻り成るや同會員總出にて會長齋藤源之輔指揮の下に廿餘町を荷車にて園内に運搬し碑の基石の上に据付けたり又碑石基礎工事の地固に際しては四十餘名の伏見主婦會員は思ひ、の假裝を凝らし老若相競ふて出役し會員の故郷なる酒田自慢の音頭にて賑々しく作業し園内築山工事には伏見戸主會員四十餘名總出にて就役し馬車十七臺にて土砂を運ふこと四百回一日にて竣功し殊に六十餘歳の齋藤源治七十餘歳の大物與八の勇ましか働き振りは最も注目を惹けり而して此美舉贊助の重なるものは藻巖村の松浦丑次郎、小林廣吉、福本米太郎、永田圓治、齋藤由藏、土田金次郎、高池三郎兵衛、道廳消費組合主任對馬一清、圓山衆樂園主小林鐵吉其他古川喜造、角脇某等なりと云ふ

本園は院長か渡道以来順境にある感謝の志に成りしものにして其動機は遠く明治三十三年五月院長か二十三歳の時視察の爲め渡道し各地を巡り岩見沢驛に於て時の山田（有斌）支廳長に識られて空知支廳に奉職し次て岩内に轉し三十六年道廳に轉し園田長官の知遇を得て勤儉貯蓄將勵の事務を執り後長官々邸に寓居したりし際に發し兩來報恩貯金の計畫勵行となり三十八年道廳を辭し愛國婦人會事務主任赤十字社事務兼任に従事し四十年十一月感化院に就職し銳意勤儉節約の效空しからず大正三年の春迄に豫定の報恩資金を得たるを以て其報恩實行方法を熟考し更に先輩の意見に基き本園開設に決定するや一千圓にて本園敷地を山鼻町東屯田の黒河内一八より購入し爾後公暇毎に徐々其準備に着手し木を買ひ石を求め拮据經營一年半にして竣功を告げ且大正四年は兩親の三十年祭に當るを以て乃ち御大典記念として十一月十日の御即位式第一日をトして本園命名式及開園式を舉行し尚其記念の爲め從來恩遇を受けたる全國の人々に銀盃に同園檜葉書一組を添へ配贈したりしか全部の費用約三千圓を要したりと云ふ

院長の自撰自書せる碑文左の如し（後略）

(19) 工業及鑛業 上湯川天使園の製酪事業（大正5年5月 第90号47-49）

天使園は龜田郡湯川村湯川温泉場を距る東三十町大字上湯川字釜場に在り天主教を奉ずる女子部の修道院にして東洋に二箇所を有するのみ其一は支那の北京に在り本園は佛國「トラバ」修院の分派に属し「トラピストチン」と稱す明治二十三年同國人アレキサンドル、ベリオス清寂なる釜場の地をトして孤児を收容教養せしか其數少かりしを以て之を上磯郡茂別村「トラピスト」修院内の育児所に移し三十一年四月現院長たる理事長佛國人マリヤ、ゼアンウオアン嬢は慈善事業に従事すへき天主教信徒婦女の禮拜又は救靈を望む一般婦人の爲めに始て本天使園を創設し堂宇其他附屬舎を増築し大正二年十月輪奐壯麗なる三層樓の聖堂を改造し園の四周に墻塀を繞らし邸宅、畜舎、製酪場庭園牧圍を設く園内の敷地九段九畝二十四歩あり

現在修道者は院長の外佛國人の男一名女十六名及本邦女三十六名あり本邦人は長崎縣天草島のもの多しと云ふ修道者中修道専修者は白衣を纏ひ、勞務に服して修道を兼ねるものは茶褐色の上衣を着す布教擔當者は佛國人ルイス、ウイクトルレラスキエル司祭にして毎日聖堂に於て彌撒聖祭を執行し毎日曜に集會する信徒の爲に説教及教理の講義を行ふ修道者は常に園内にありて園外に出つるを禁し一定の時間以外は相互の對話を許さず又外來の人に接せし

めす超然塵外に卓絶して慾を制し世を避け一意戒律を實踐躬行するを本能とす而して各種慈善事業遂行の爲め經濟的事業を經營し農業牧畜及製酪業に従事し大正四年三月財團法人組織とせり (所有地面積・収入等、略)

財團法人天使園 自大正四年一月一日至同年十二月三十一日 事務報告

- 一、本財團は本年三月二十六日付法人設立許可あり専ら天主教の趣旨を奉し各種慈善を施すを以て目的とす其目的を達せんか爲め園内に在りて財團のために勞務に従事せる外國婦人十六名本邦婦人三十六名あり

内部諸般の設備完整に至らざるを以て未だ慈善事業に主力を傾注するを得ず従て其成績見るべきものなし逐年發展せんとするの計畫なり

現に經濟的施設としては農業牧畜並製酪に従事し又慈善事業としては主として匿名を以てすることし病者貧窮者其他天災等に罹れる者を見聞毎に信用ある個人又は町村役場に托して金穀其他の物品を施與する等着々之か努力に意を注ぎつゝあり

本年度中に於て現金三百八十八圓六十六錢其他物品の價格三百七十四圓八十錢を施與せり

- 二、經濟的施設中農業は從來所有の土地七十八町六段七畝七歩借地二十七町歩の内八町歩は燕麥、小麥、馬鈴薯、豆類其他野菜類等を收穫する爲に充て其他の土地は牧草を栽培して家畜の飼料に供せり尚農作物は概ね財團の自用に供するも時に賣却することあり
- 三、牧畜業は現在牛四十六頭馬五頭を飼育す是れ本財團に於ける經濟的施設中主力の存する所なれば最も力を此に盡し着々改良發展に努め其成績亦良好にして製酪事業と共に益々其有望なるを認めつゝあり又馬匹は主として開墾又は物品の運搬等に使役し畜牛と共に漸次改善に意を注ぎつゝあり (後略)

(20) 雜録 廳立北海道感化院第七回院生授賞式 (大正5年7月 第91号61-63)

札幌郡藻巖村藻巖山麓にある廳立北海道感化院は四月三日の神武天皇祭をトし第七同院生授賞式を舉行したり臨席者は俵道廳長官、淺山札幌支廳長、小柳道廳理事官、渡邊札幌地方裁判所檢事、山田歩兵第二十五聯隊長、野原聯隊區副官、副島道廳屬、佐藤道廳屬、御子柴藻巖村長、谷膝山鼻小學校長、阿由葉道會議員、僧侶田中朴山、新聞記者、藻巖村重立者等三十九名にして式は午後一時半に始まる一同席定るや開會を宣し君か代合唱に次て小池院長教育勅語奉讀終て教養成績の報告あり後院長は院生中の實業勲勵者操行學業各善良者及退院模範生等へ賞状賞金を授與し夫れより院長の訓辭、長官の告辭其他來賓の祝辭、祝電披露、院生總代の謝辭ありて閉式し一同記念撮影の後成績品を縦覽し別室に於て茶菓の饗應あり午後四時退散したり當日は珍らしき快晴にして近年になき盛況を告げたりと云ふ (後略)

(21) 雜録 札幌學院の創立十周年記念式の舉行 (大正8年1月 第106号66-67)

大正七年十二月一日は札幌學院創立以來十周年に該當するを以て同日之か記念式を舉行し俵長官以下來賓略七十餘名臨場せり同學院創立以來十周年間に於ける經過報告 (後略)

(22) 雜録 家庭學校農場概況 (大正9年7月 第115号55-56)

家庭學校農場は北見國紋別郡遠輕村字社名淵にあり東南はサナプチ川に臨みサナプチ殖民區劃地と境し西北は山岳を背ひ伏起岡陵細長形の地形なり面積七百十六町歩大正二年八月家庭學校長留岡幸助氏外七名の出願にかゝり大正三年九月賣拂の許可を受く爾來拮据經營小作人を募集し耕地となし得る土地には悉く小作人を入地せしめ開墾を急ぎつゝあり

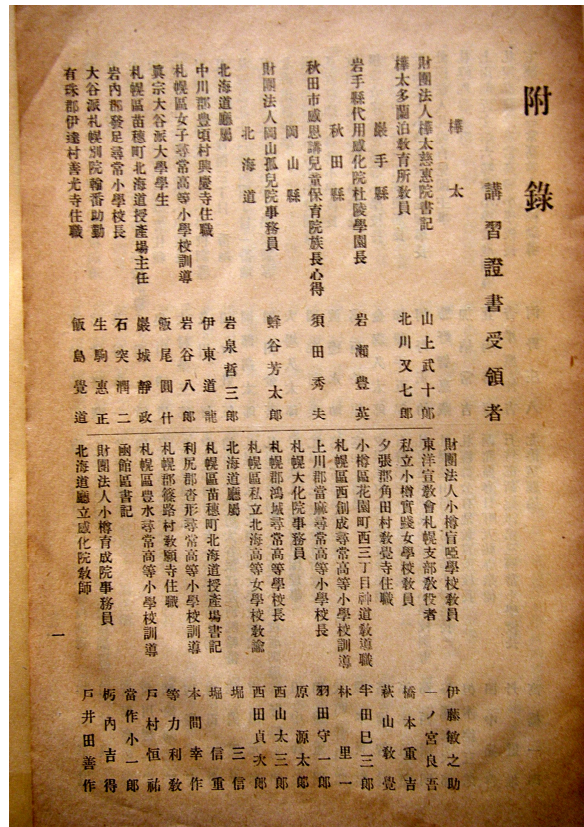
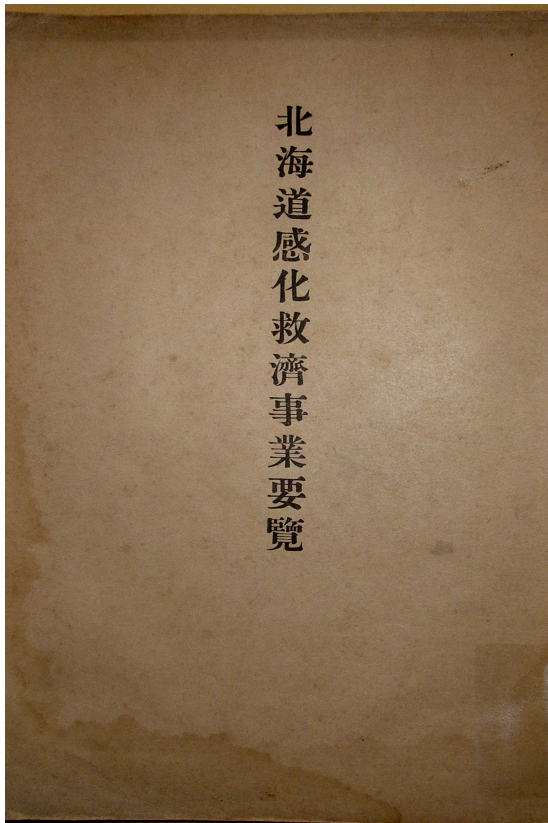
場内岳陵地の耕地に適せざる處は放牧地と爲すべく大正四年七月放牧地目的變更之件を出願し大正五年六月許可せらるこの結果畑は二百十九町四畝存置地四十二町四段放牧地は四百九十七町一段八畝と決定し成功を果すべく校長始め職員一同努力を爲し現今小作人五十戸を收容せり場内中央に一山あり留岡校長は之を平和山と稱し其他岳陵溪谷夫々名あり北方より數ひ來れば誠の谷、感謝の谷、恵の谷、生命の谷、平和の谷、望の谷、喜びの谷、働の谷及び未廣の谷の九谷あり谷間小作農家あり就中恵の谷は耕地最も廣し農場の中樞なり生徒寄宿舎及多くの建物を有する事務所は恵の谷の入口にあり農場道路は殖民道路より望の岡に至る間約十町直道平垣にして路面良好なること國道も凌ぐ校長は生徒の慰安として乗馬を爲さしむべく計畫せるものなりと現今農場教育部としての學校生徒は東京本校より移れるもの約二十名を收容せり寄宿舎掬泉寮及石上館は望か岡の附近にあり前者は主として少年部の生徒を收容し寮長品川義介氏教育の任に當り品川氏は弱年の生徒と寢食を共にし耕作も爲し専ら蔬菜の栽培に従事せり石上館は青年部の生徒にして主任前田^{キウジ}氏館長たり穀菽農を經營し勞策に従事しつゝあり畜産部として農場に乳牛十頭を飼育す主任阿部喜平氏生徒二人を指揮して之か經營を爲せり將來更に畜産部の擴張を圖り畜舎を生命の谷に移轉し盛に酪農事業を試むる計畫あり蓋し農場自營の事業として収益を擧ぐる上には酪農事業に如くはなし良計畫と稱すべく養鶏部は神田重慶氏主任となり農場に百數十羽の鶏及家鴨の飼育を爲し目下孵卵器を据付け擴張を圖りつゝあり將來収益決して少なからざるへし殊に當地農場は市街地より離れ家禽の傳染病なく極めて健全に育成し得ることは養鶏事業經營上有利なるものなり

(中略)

農場は用材に富み小作者の家屋の材料の如き無償に與へ入地者は極めて便宜なり尚農場は水車の製材所を所有し本場に於ける建築物の材料を調製し又昨年(大正八年)望か岡に建築せる禮拜堂の如き都會に於て稀に見る壯嚴なる建築物にして其費用約一萬圓材料は總て本場附屬製材所に於て製材したるものなり尚東京本校附屬木工部の用材の如き製材所に於て製材の上輸送する計畫ありと云ふ昨年秋九月開場五年紀念祝賀會を望か岡に開催し内務省及農商務省より高官臨席あり稀有の盛會なりき今や該農場は秩序整頓愈々留岡校長の理想を實現すべく一同協心事業に對し夫々責任を以て努力しつゝあり

(未完)

【史資料紹介】



講習時間表

於北海道會議事堂

十五日	火	午前八時	育兒事業 勸託	育兒事業 勸託	開會式	午後二時	育兒事業 勸託	午後二時	育兒事業 勸託	三時	實地視察
十六日	水	午前九時	育兒事業 勸託	育兒事業 勸託	開會式	午後二時	育兒事業 勸託	午後二時	育兒事業 勸託	三時	實地視察
十七日	木	午前九時	育兒事業 勸託	育兒事業 勸託	開會式	午後二時	育兒事業 勸託	午後二時	育兒事業 勸託	三時	實地視察
十八日	金	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察
十九日	土	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察
二十日	日	午前九時	小樽慈恵病院小樽官立學校小樽育成院視察	小樽慈恵病院小樽官立學校小樽育成院視察	開會式	午後二時	小樽慈恵病院小樽官立學校小樽育成院視察	午後二時	小樽慈恵病院小樽官立學校小樽育成院視察	三時	實地視察
廿一日	月	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察
廿二日	火	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察
廿三日	水	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察
廿四日	木	午前九時	遊戯運動 勸託	遊戯運動 勸託	開會式	午後二時	遊戯運動 勸託	午後二時	遊戯運動 勸託	三時	實地視察

『北海道感化救済事業要覽』は、『北海道社會事業の栞』などと共に本学図書館が所蔵する北海道の社會事業に関連する史資料のなかの1冊である。

大正6年9月11日発行、発行者は北海道慈善協会 北海道廳内、「非賣品」とある。

「一、概要」「二、北海道慈善協会」に続き、道内22箇所の感化救済事業を53頁で紹介している。

巻頭には「附録」があり、大正5年8月、札幌での「感化救済事業地方講習會」の開催経緯や講習内容、参加者の氏名が勤務先等と共に集録されている。

『北海道社會事業の栞』は、広く知られているが、『北海道感化救済事業要覽』は見聞の機会も少ないと考え、紹介することにした。